

重 要 事 項 説 明 書

(大原ケアハウス)

当施設が提供するケアハウスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

法 人 の 名 称	社会福祉法人 長啓会
主たる事務所の所在地	浜松市浜名区都田町7555番地の47
電 話 番 号	(053) 428-3133
事 業 の 概 要	軽費老人ホーム 大原ケアハウス 浜松市中央区大原町187番地 TEL(053)439-3700 FAX(053)439-3750 入所定員 100名(1日定員) 養護老人ホーム 篠原ケアホーム 浜松市中央区篠原町18345番地の28 TEL(053)445-4881 FAX(053)445-4882 入所定員 80名(1日定員) 老人短期入所事業 浜松市中央区篠原町18345番地の28 TEL(053)445-4881 FAX(053)445-4882 入所定員 6名(1日定員) 老人デイサービスセンター指定通所介護事業 篠原デイサービスセンター 浜松市中央区篠原町18345番地の28 TEL(053)445-4881 FAX(053)445-4882 利用定員15名(1日定員) 認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム都の家 浜松市浜名区都田町7554番地の36 TEL(053)428-9530 FAX(053)448-9531 入所定員9名*2ユニット=18名

施 設 の 名 称	軽費老人ホーム 大原ケアハウス
施 設 の 所 在 地	浜松市中央区大原町187番地
代 表 者 職	施 設 長
代 表 者 氏 名	野沢 知足
電 話 番 号	053-439-3700
F A X 番 号	053-439-3750
事 業 開 始 年 月 日	平成6年4月1日
交 通 の 便	浜松駅より遠鉄バス56番線都田行き乗車し、大原南バス停下車 徒歩7分
協 力 医 療 機 関	ひかり在宅医療クリニック 理事長：川島 裕也 住 所：浜松市中央区船越町52番30号 電話番号：053-461-3366 鎌田歯科医院 院長：鎌田 博保 住所：浜松市中央区三方原町1369番地の2 電話番号：053-436-2095

2 施設の職員の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制
管理者	1 人	常勤 1 人
生活相談員	1 人	常勤 1 人
事務員	1 人	常勤 1 人
介護職員	3 人	常勤 3 人
栄養士	1 人	常勤 1 人
調理員	1 人	常勤 1 人
調理補助員	8 人	非常勤 8 人

3 施設の概要

建築名称	大原ケアハウス本館	大原ケアハウス新館
定 員	50 人（個室34、二人部屋8）	50 人（個室50）
構造・階数	鉄筋コンクリート一部鉄骨造6階建	鉄筋コンクリート陸屋根6階建
延べ面積	2,335.14㎡	2889.32㎡
建築年月	平成6年3月	平成13年8月
居室の設備	ミニキッチン、トイレ、洗面所、ベッド、エアコン、押入れ、ベランダ、電話 ナースコール、コンロ	
その他の設備	洗濯室（各階）、浴室（本館：男性用・女性用、新館：女性用）、談話室 売店、診察室、ゲストルーム、事務室、療母室、会議室、当直室	

4 運営方針

老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

5 提供するサービス内容

- (1) 食事・入浴の準備
- (2) 日常生活の相談指導
- (3) 緊急時の医療機関受診の援助
- (4) 介護保険事業所及び介護保険施設の利用援助

6 利用料金と支払い

- (1) 利用料は生活費、サービスに要する費用、管理費の合計金額になります。
- (2) 11月から3月まで生活費に暖房費が加算されます。
- (3) サービスに要する費用は、入居者の前年の収入額によって段階的に変わります。
- (4) 使用料は電気料、水道料、電話料の合計金額になります。
- (5) 利用料は当月分、使用料は前月分を合計した金額が毎月10日に指定金融機関から口座引き落としとなります。そして、その内容は通知書として本人又は家族へお渡しします。
- (6) 月の途中で入居もしくは退去した場合には、生活費を日割計算して返金します。
- (7) 利用料等は関係する法令の改正があった場合に変更する場合があります。
- (8) インフルエンザ予防接種や介護保険事業所利用の費用が実費となります。

7 入居資格

- (1) 年齢は60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族と同居できない者及び自炊等に困難や不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。

- (4) 要介護・要支援認定者であっても、おおむね自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、又それらを合算したものが、国の定める額以下で、所定の利用料が負担できる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

8 入居手続き

- (1) 施設への入居希望者は、入居申込書と健康診断書を提出する。
- (2) 入居希望者の調査は、申込書と健康診断書をもとに本人及び身元保証人との面接で行います。
- (3) 調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

9 退去手続き

- (1) 退去しようとする場合には、1ヶ月前に退居届を提出してください。
- (2) 次の場合には退去していただく場合があります。
 - ア 不正又は偽りの行為によって入居したとき
 - イ 正当な理由がなく利用料を滞納したとき
 - ウ 病気等により他の入居者に迷惑をかけ共同生活に不適当となったとき
 - エ 日常生活が自力でできず、常に介護が必要となったとき
 - オ 施設の指導に正当な理由がなく、協力しないとき
 - カ その他入居契約に違反したとき

10 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、日常における健康管理に配慮してください。
- (2) 入居者は、外出または外泊をしようとするときは、外出簿または外泊簿に記入し、届け出てください。
- (3) 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清潔、除草等の環境整備には積極的に協力してください。
- (4) 入居者は、入居後の心身に関する重要な事項に、変更が生じたときは、速やかに届け出てください。
- (5) 入居者は、施設長の承認を得ずに、居室内の形状を変更するような工作をしないでください。
- (6) 入居者は、故意または重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または現状に回復してください。

11 緊急時の対応方法

入居者の容態に変化があった場合は、速やかに身元保証人に連絡します。

12 事故発生時の対応

当施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに身元保証人、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当施設は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

当施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 非常災害対策

非常時の対応	非常通報装置で通報、自衛消防活動、緊急連絡網で対応
近隣との協力体制	自治会との協力、消防署、浜松市への協力
消防訓練	年2回以上 通報・初期消火・避難訓練等の実施
消防設備	消火栓、消火器、スプリンクラー、非常通報装置
消防計画	消防署への届出：令和5年 9月 28日 防火管理者：野沢 知足 内 容：予防管理組織、消防設備、自衛消防活動、震災対策、教育及び訓練

14 苦情処理

当施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。また、苦情を申し立てることにより、何ら差別待遇を受けません。

受付担当： 生活相談員 齊藤 彩

解決責任者： 施設長 野沢 知足

電話番号： 053-439-3700

FAX番号： 053-439-3750

その他、浜松市役所高齢者福祉課にも苦情を申し立てることができます。

浜松市役所高齢者福祉課施設指導グループ 電話番号053-457-2789

浜松市北区役所長寿保険課高齢者福祉グループ 電話番号053-523-1144

13 その他

外部評価、福祉サービス第三者評価は任意のため実施しておりません。